

2. 小・中学校での領土・領海教育について

(1) 教育委員会独自の解かりやすい冊子の作成について

【答弁】

2. 小・中学校での領土・領海教育についての(1)について、お答えいたします。

本市立小・中学校におきましては、領土・領海教育に関しまして、学習指導要領に則り、発達段階に応じて、社会科を中心に学習に取り組んでいるところでございます。平成29年に改訂された新学習指導要領におきましては、竹島や尖閣諸島などが「我が国固有の領土」であると明記されましたことから、領土・領海教育の一層の充実を図っていく必要があると認識しているところでございます。

こうしたことから、本市教育委員会といたしましては、平成30年第1回市議会定例会で議員よりご指摘いただいた点を踏まえ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の適切な実施について校長会にて周知を図ったところでございます。また、内閣官房 領土・主権対策企画調整室が作成した資料や島根県が作成した「竹島学習リーフレット」、埼玉県教育委員会が作成した「領土に関するパンフレット」等の資料については、インターネット上からダウンロードすることができるため、有用性が高いと考えておりますことから、学習の中で活用するよう文書により周知しているところでございます。

現在の本市での活用状況ですが、教科書の内容を適切に指導するため、教員が領土・領海に関して指導する際の教材研究用資料として活用するに留まっております。しかしながら、今後、我が国の領土・領海についての学習を進めていくにあって、有効な資料の一つとして認識しておりますことから、授業での活用等も含め、引き続き有効活用に努めてまいります。

議員ご提案の「教育委員会独自の解かりやすい冊子」を作成することについては、まずは、すでにあります資料を活用して子どもの理解を深めるよう各校への指導を行った上で、その必要性について調査研究してまいります。